

平成30年度特別支援教育重点課題

発達障害を含めたすべての障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援の充実を図るとともに、共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育の理念の啓発及びシステムの構築を進めていくことを目的とし、次のことを重点課題に取り組んでいく。

1 特別支援学校の教育の充実

(1) チーム学校の構築による目標の実現や教育課題の解決に取り組める学校づくりの推進

○新学習指導要領の全面実施に向けて、「社会に開かれた教育課程」の理念を踏まえ、各特別支援学校の学校経営計画に基づき、児童生徒の自立と社会参加を目指した課題解決のため組織的、計画的な取組を推進する。

(2) 特別支援学校等の専門性・教育内容の充実

○特別支援学校教員の専門性の向上のため、特別支援学校教諭免許状の保有率の向上に向けた取組を推進する。

○特別支援学校が、外部の専門家と連携・協力を図ることで、児童生徒の実態把握や適切な指導及び必要な支援等、教員の専門性の向上を図るとともに、小・中・義務教育学校、高等学校等に対して外部専門家と協働したより専門性の高いセンター的役割を果たす。

(3) キャリア教育・進路指導の充実

○特別支援学校において、生徒の円滑な社会参加を促すために、生徒及び保護者に対して卒業後の進路に関する研修や、職場見学等を行うことにより、早い段階から自己の進路や生き方について考える機会を持つことや、外部専門家の活用による授業改善を進め、キャリア教育の充実を図る。

○「特別支援学校技能検定」を実施し、日頃の学習成果を発表し客観的な評価による認定を受けることで、生徒の自信や意欲を高めるとともに、各特別支援学校の指導の改善や企業の理解啓発、雇用の促進につなげる。

○教育、福祉、労働の関係機関が、特別支援学校卒業生の進路や就労に関する課題や施策等を共有するとともに、企業等も参加する進路支援推進会議を開催し、特別支援学校と関係機関が連携した理解啓発や就労支援の取組を進める。

○特別支援学校に継続して就職アドバイザーを配置し、現場実習先や進路先となる事業所の開拓を行うことにより、卒業生の就職率を向上させる。

(4) 高知県立特別支援学校再編振興計画【第二次】に基づく、病弱特別支援学校の再編振興を着実に推進する。

2 小・中・高等学校等の特別支援教育の充実

(1)発達障害等の支援の充実

- 発達障害等のある児童生徒が、一人一人の特性に応じた指導や支援を受け、充実した学校生活を送ることができるよう、特別支援教育の視点を踏まえた学校経営の推進を図るとともに、各市町村等の地域支援体制が充実するよう、引き続き県内3地域に特別支援教育巡回アドバイザーを配置し、指定する市町村等管内の小・中学校における校内支援会を中心とした校内支援体制等の強化を図る。
- 校内支援体制の中心となる特別支援教育学校コーディネーターの専門性の向上とコーディネーター間のネットワーク構築を目指し、小・中学校では市町村ごとの連絡協議会を、高等学校は県下全域の学校コーディネーターを対象とした研修会を実施する。
- 配慮を要する児童生徒に早い段階から気づき、支援し、つなぐ仕組みを充実させるため、「つながるノート」、「引き継ぎシート」の活用を促進し、切れ目のない指導支援体制の充実を図る。

(2)連続する学びの場の充実

- 小・中・義務教育学校においては、通常の学級、特別支援学級、通級による指導といった「多様な学びの場」における取組が充実するよう、担任及び担当教員の専門性の向上や支援体制の強化を図る。
- 高等学校においては、新たに制度化された通級による指導について、実施校における取組が円滑に進むよう、担当教員の専門性向上や支援体制の構築を図る。

3 インクルーシブ教育システムの構築

- (1) 障害のある幼児児童生徒や特別な教育的支援の必要な幼児児童生徒への適切な指導及び支援の在り方、就学に関する相談に対応するため、「障害者教育支援委員会」を設置し、障害の判定のみならず、教育全般にわたり医学的分野や教育的分野において助言を受けて、特別支援教育の充実を図る。また、保護者や福祉保健所等の関係機関からのニーズに応じる早期からの教育相談事業についても継続して実施する。
- (2) 教育上特別な支援や配慮が必要と思われる幼児児童生徒の適切な就学を推進するため、市町村教育委員会との研究協議会等を開催し、各市町村における取組について情報交換、当面する課題について研究協議を行い、担当者の専門性の向上を図る。
- (3) 共生社会の実現をめざすためのインクルーシブ教育システムの理念を普及するため、各種会議、協議会、研修会等で啓発を行うとともに、特別支援学校において、交流及び共同学習を推進する。特に児童生徒の居住地校における交流及び共同学習に積極的に取り組む。
- (4) 障害のある児童生徒の「合理的配慮」の充実を図るために、校内外・関係機関との連絡調整、教職員への指導・助言を行う合理的配慮協力員等の派遣を行う。
- (5) 本県の特別支援教育の現状及び課題、課題改善に向けた施策について、理解啓発リーフレットやホームページ等を活用し積極的に情報提供を行う。